脈々と輝く生命を繋ぐ道

令和７年度「道路ふれあい月間」推進標語
小学生の部　最優秀賞

8月は「道路ふれあい月間」

国土交通省は、毎年８月１日から８月31日を「道路ふれあい月間」、８月10日を「道の日」と定め、道路の愛護活動や正しい利用の啓発を行っています。道路は誰もが使用する重要な公共の財産です。皆さんが安心して道路を利用するために、道路の使い方を一度振り返ってみましょう。

そもそも道路とは？

道路法上、道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のことで、それぞれが国や県、市町村により認定・管理されており、一般交通に用いられる道路を「公道」と呼びます。

道路の快適な利用に協力ください

市などの道路管理者は、道路の快適な利用のための維持保全に努めていますが、道路の異常を全て把握し解決することは大変困難です。道路の快適な利用のために、市民の皆さんの協力をお願いします。

植栽の剪定などのお願い

敷地内からはみだした木や草が道路標識やカーブミラーにかかったり映り込んだりすると、十分な機能を活かせず事故を誘発してしまいます。

また、はみだした木の枝をよけた車両との接触事故の危険や、通行者が木の枝にぶつかりけがをするおそれがありますので、定期的な剪定や伐採を行うなど、適切に管理してください。

グレーチング盗難の通報

全国で道路側溝のグレーチング（鋼製蓋）やガードレールなどの金属盗難被害が報告されています。市内でも民家の少ない山あいの道路を中心に、道路側溝に設置されたグレーチングの盗難が多発しています。

グレーチングなどが無くなっている箇所を見つけた場合は、市土木課（☎37-2203）へ通報ください。

道路の不法占用はやめましょう

道路管理者に許可なく個人のものを設置することは不法占用になります。不法占用は道路を狭め、事故につながるため大変危険です。人も車も安全に通行するために不法占用はやめましょう。

乗り入れブロックや鉄板などは撤去してください

自宅や店舗などの出入口と道路との段差解消のために乗り入れブロックや鉄板などを設置することは不法占用です。歩行者がつまづいてけがをしたり、自転車やバイクの交通事故に繋がります。至急、撤去してください。

段差解消のためには切り下げ工事が必要です

道路との段差を解消するためには、歩道や縁石の切り下げ工事を自己負担で行う必要があります。工事を行う場合は道路管理者の承認が必要となりますので、事前に手続きをしてください。

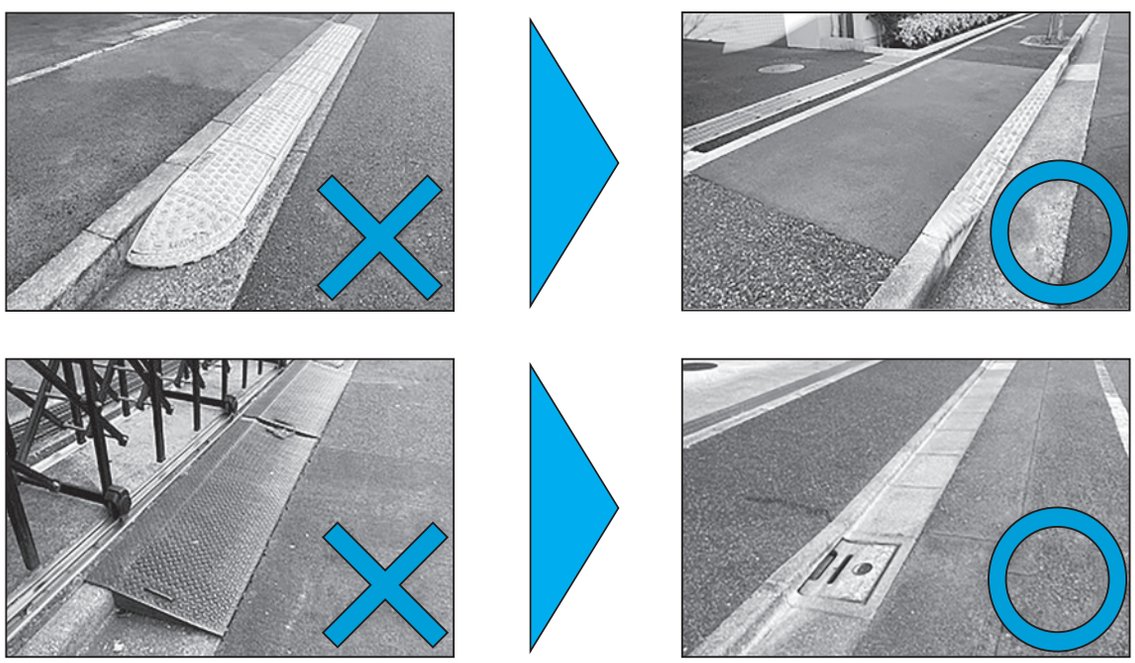

写真提供：東京都江戸川区

置き看板や植木鉢の設置はやめましょう

置き看板や植木鉢などを道路や歩道に設置することも不法占用になります。これらは道の幅を狭めて視界を遮り、視覚障害者誘導ブロック（点字ブロック）を隠したりするなど、車両や歩行者の通行に支障を来し交通事故に繋がります。また、風で倒れたり、つまづいてけがをするなど事故に繋がります。至急、撤去してください。

【賠償を被る場合があります】

不法占用が原因で事故が発生した場合、設置者（所有者・使用者）が損害賠償請求を求められる場合があります。

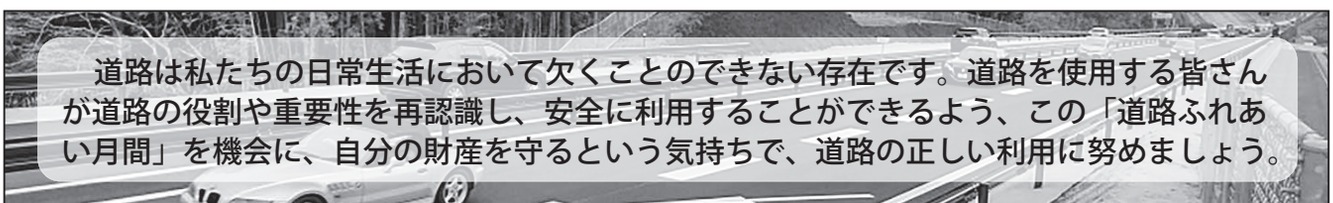

道路は私たちの日常生活において欠くことのできない存在です。道路を使用する皆さんが道路の役割や重要性を再認識し、安全に利用することができるよう、この「道路ふれあい月間」を機会に、自分の財産を守るという気持ちで、道路の正しい利用に努めましょう。

●問い合わせ先　都市整備課（☎ 37-2196）